倉 内 行 政 書 士 事 務 所 通 信

発行日　平成２９年４月１日

発行者　行政書士　倉内　幸雄

桜も咲き始め、春到来です。
今月は、相続手続⑸についてお話したいと思います。

相続人の順位・範囲について

先月号では、

⑴　第 1 順位相続人：被相続人の子・代襲相続人・再代襲相続人

⑵　第 2 順位相続人：被相続人の直系尊属

⑶　第 3 順位相続人：被相続人の兄弟姉妹・代襲相続人

のうち、⑵についてお話しました。
今月は⑶についてお話します。

被相続人の兄弟姉妹について

第 1 順位及び第 2 順位の相続人がいない場合に相続人となります。

第 3 順位の相続人である兄弟姉妹にも代襲相続（被相続人の甥や姪）が認められますが、再代襲は認められません。

兄弟姉妹が数人いるときは、各自の相続分は均等となりますが、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の場合は、父母の両方を同じくする兄弟姉妹の相続分の 2 分の 1 となります（民法第 900 条 4 号ただし書）。

なお、配偶者（夫・妻）には順位はなく、常に相続人となりますので、配偶者と第 3 順位の相続人である兄弟姉妹との間の法定相続分（割合）は次のとおりとなります。

直系尊属　1/4　：　配偶者　3/4

具体例

被相続人に 6,000 万円の遺産があった場合の法定相続分について考えてみます。

なお、被相続人の相続開始時に既に死亡されている方は「〇」にしています。

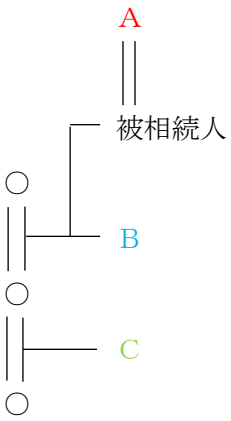

この場合、被相続人の相続人としては、配偶者であるAと兄弟姉妹であるBとCになります。

配偶者であるAの相続分（遺産総額6,000万円）は以下のとおりとなります。

配偶者A・・・・・・相続分3/4　　4,500万円

次に兄弟姉妹であるBとCの相続分ですが、被相続人とBは両親を同じくする兄弟姉妹ですが、被相続人とCは両親の一方を同じくする兄弟姉妹です。そのため、Bの相続分の2分の1がCの相続分となります。

よって、兄弟姉妹であるBとCの相続分（遺産総額6,000万円）は以下のとおりとなります。

兄弟姉妹Bの相続分・・・・・・相続分1/6　　1,000万円

兄弟姉妹Cの相続分・・・・・・相続分1/12　　500万円

最後に

一昨年の税制改正により、相続税の申告対象の方が増え、関心が高まっているところ、最近では嫡出子と非嫡出子の相続分に関する裁判例や、銀行債権の遺産分割対象財産該当性の有無に関する裁判例が出てきており、相続にまつわる相談も増えています。

どのような方法が一番良いかはそれぞれ異なりますので、ご相談下さい。

次回に知りたい、書いてほしい事柄等ございましたら、下記の当事務所の電話、ファックス、メール、ホームページ上のお問合せフォームよりご連絡下さい。

倉内行政書士事務所

〒189-0013　東京都東村山市栄町2-15-11　礒田ビル-B

TEL・FAX　042-306-4171

E-mail:*kurauchi-gyosei@snow.ocn.ne.jp*

http:// *kurauchi-gyosei.jimd.com/*